

<p>6条第二十二号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドを用いた基板に限る。）又は第二十四号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドを用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの</p> <p>(へ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドを用いた基板に限る。）又は第二十四号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドを用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの</p> <p>(ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ、第六号又は第七号のいずれかに該当するもの</p> <p>(チ) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの</p>			
<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物</p>	い地域①	A	経済産業局
<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物</p>	と地域②	B 2	本省
<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物</p>	ち地域	C	本省
<p>輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(10の2)、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）</p> <p>(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十号の二、第十六号の三、第十七号へ（四）若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの</p> <p>(ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板に限る。）</p>	い地域①	A	経済産業局
<p>輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(10の2)、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）</p> <p>(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十号の二、第十六号の三、第十七号へ（四）若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、</p>	と地域②	B 2	本省